

BAP事例3: 農業用廃プラスチック類等の処理関係(根拠法令: 廃掃法等)

事例	BAPの状況	想定されるリスク等
①	 <p>・圃場の横の簡易焼却炉で廃棄物进行处理</p>	<p>・法令に違反している。</p> <p>・焼却時の煙や焼却後の灰が用水等に流出するなど、環境汚染の恐れあり。</p>
②	 <p>・農地内に長期間、不要な資材や廃棄物などを放置</p> <p>・放置した廃プラスチックに自然発火(?)の痕跡が見られる(赤丸実線箇所)。</p>	<p>・法令に違反している。</p> <p>・廃棄物の飛散による環境汚染や事故等の恐れあり。</p>
③	 <p>・農作物用コンテナ(写真左の金カゴ)の傍に農薬の空容器を保管</p> <p>・廃棄物を乱雑に保管(処理は産業廃棄物処理業者に委託)</p>	<p>・残留農薬汚染の恐れあり。</p> <p>・廃棄物の飛散による環境汚染や事故等の恐れあり。</p>

いずれも、廃棄物処理に係る法令等の認識がなく、法令違反や農薬残留、事故等のリスクに気が付いていない!!